

2016年度

東京ブライダル専門学校

学校基本情報

2017年9月25日

1. 学園理念・教育方針

(1) 学園理念

本学は、基本理念を「ホスピタリティ」に置き、グローバルな教育サービス事業の展開を通じて、地球社会の平和と繁栄に寄与します。

(2) 教育理念

グローバルな視点を持ち、職場現場でホスピタリティを実践し、人と社会に貢献できる人財を育成します。

(3) 学校の教育方針・目標

私たちは、観光・サービス業界で求められるプロフェッショナルを育成するため、4つの教育を行います。

1. 相手の立場に立って考え、行動できるホスピタリティ教育
2. 職業現場で活躍できる職業実務実践教育
3. 生涯にわたって、教養を高め、自己啓発ができる動機づけ教育
4. 地域社会、国際社会で役割を果たせるグローバルな教育

ホスピタリティとは、「おもてなし」や「心くばり」、「思いやり」を意味し、本学ではホスピタリティを「相手の立場に立って考え行動する」と定義づけ、すべての教育行為の根幹としている。このホスピタリティの実現のためには、学生だけではなく、それを教育する教職員にもホスピタリティ能力の習得を求めており、学生及び教職員全体での取り組みにより、ホスピタリティマインドの習得を目指している。

2. 学校の概要

(1) 設置する学校・学科等

東京ブライダル専門学校 2013年4月

○ブライダル学科（昼間部・夜間部）

(2) 校長、所在地、連絡先

①校長名 中村 裕

②所在地 東京都中野区東中野 3-17-11

③電話番号 03-3367-8111

(3) 学校の沿革

1973年 トラベルジャーナル旅行学院開校 夜間研修科開設

1974年 全日制開設

- 1980年 東京都より学校法人、専修学校として認可され、トラベルジャーナル旅行専門学校と校名を改める
- 1991年 海外ホテル協会（OHEA）推薦校となる
- 2001年 （公社）日本ブライダル文化振興協会（BIA）推薦校となる
- 2007年 学校法人トラベルジャーナル学園に法人名変更
ホスピタリティ ツーリズム専門学校に校名変更
- 2013年 東京ブライダル専門学校開校

3. 学科の教育

(1) 学生数の状況（2016年5月1日現在）

- 入学者定員 昼間部 120名 夜間部 60名
- 入学者 昼間部 119名 夜間部 24名
- 収容定員 昼間部 240名 夜間部 120名
- 在学者数 昼間部 238名 夜間部 58名

(2) 入学者に関する受入れ方針

応募資格

- ホスピタリティ精神（相手の立場に立って考え行動できる）があり、将来の職業としてブライダル産業に進み、業界の発展に貢献したいという意欲のある者。
- 高等学校卒業程度の学力を有し、心身ともに健全である者。

(3) カリキュラム

昼間部【ブライダル学科】

2016年度

1単位時間 45分

ブライダル学科 (昼)							
授業科目	必・選 の別	1年次		2年次		授業時数 合計	単位数
		年間授業 時間数	週授業 時間数	年間授業 時間数	週授業 時間数		
ホームルーム	必	60	2	60	2	120	8
就職対策Ⅰ	必	60	2	30	2	90	6
就職対策Ⅱ	必	60	2	0	0	60	4
英語	必	120	4	120	4	240	16
ビジネス実務	必	60	2	0	0	60	4
情報リテラシー	必	60	2	0	0	60	4
手話	必	30	2	0	0	30	2
選択授業	必	0	0	60	2	60	4
プロデュース演習	必	120	8	150	10	270	18
ブライダルビジネス	必	60	4	60	4	120	8
婚礼宴会実務(2年次後期分割)	必	60	4	60	4	120	8
婚礼衣裳(分割)	必	30	2	60	4	90	6
音響照明演習(分割)	必	30	2	0	0	30	2
ウォーキングレッスン(分割)	必	30	2	0	0	30	2
ビューティリテラシー(分割)	必	30	2	60	4	90	6
パーソナルカラー(分割)	必	0	0	30	1	30	2
ギフトラッピング(分割)	必	0	0	30	2	30	2
婚礼和装(分割)	必	0	0	30	2	30	2
フラワーコーディネート(分割)	必	60	4	60	4	120	8
プロジェクトマネジメント	必	0	0	60	2	60	4
ブライダル業界研究(分割)	必	30	2	0	0	30	2
新生活知識	必	0	0	30	2	30	2
入学オリテン合宿		12				12	
入学オリテン		12				12	
スポーツデー		6				6	
学園祭		18				18	
就職セミナー		6				6	
始業式				6		6	
必修科目授業時数		954	—	906	—	1860	
選択科目授業時数		0	—	0	—	0	

夜間部【ブライダル学科】

2016年度

1単位時間 45分

ブライダル学科（夜）							
授業科目	必・選 の別	1年次		2年次		授業時数 合 計	単位数
		年間授業 時間数	週授業 時間数	年間授業 時間数	週授業 時間数		
ホームルーム	必	30	1	30	1	60	4
就職対策Ⅰ	必	60	2	30	2	90	6
就職対策Ⅱ	必	30	1	0	0	30	2
英語	必	60	4	60	4	120	8
情報リテラシー	必	30	2	0	0	30	2
選択授業	必	0	0	45	1	45	3
プロデュース演習	必	60	4	75	5	135	9
ブライダルビジネス	必	30	2	30	2	60	4
婚礼宴会実務	必	60	4	60	4	120	8
婚礼衣裳(分割)	必	30	2	60	4	90	6
ビューティリテラシー(分割)	必	30	2	0	0	30	2
フラワーコーディネート(分割)	必	30	2	60	4	90	6
入学オリテン合宿		12				12	
入学オリテン		12				12	
スポーツデー		6				6	
学園祭		18				18	
就職セミナー		6				6	
始業式				6		6	
必修科目授業時数		504	—	456	—	960	
選択科目授業時数		0	—	0	—	0	

(4) 進級・卒業の要件

- 総授業時間数の80%以上を出席すること
- 総単位数の80%以上を修得すること

(5) 資格・検定の実績

資格名称	2016年合格者
手話技能検定4級	6名
手話技能検定5級	111名
秘書技能検定2級	25名
サービス介助士	17名
フォーマルスペシャリスト検定準2級	36名
AFS フラワースタイリスト検定	48名
色彩技能パーソナルカラー検定M1	53名
アシスタントブライダルコーディネーター（ABC）検定	135名

(6) 就職者数・就職状況（2016年度）

就職・進路希望者数	113名
就職・進路決定者数	112名
求人会社数（ブライダル・レストラン）	138社

4. 教職員

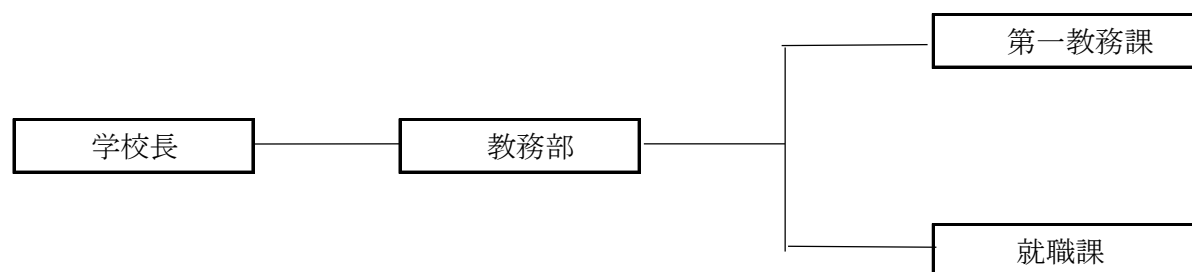
(1) 教職員数

本務教員10名、兼務教員9名、本務職員4名

(2) 主な職名

学校長1 教務部長1 教務課長1（うち1名は就職課課長）

(3) 教職員の組織



(4) 教職員の研修活動 (2016 年度)

< 集団研修 >				
実施年月日	テーマ	ねらい	内容	受講者
7月14日(木) 9月15日(木) 11月29日(火) 1月19日(木)	イノベーション研修	イノベーションの基本について理解を深め、必要な実践的なスキルを習得し、今後の事業革新・改善につなげる。	管理者層を対象として、企業経営に必要なイノベーションの基本的なスキルを習得し、その為に必要な発見力、推進に必要な方針設定力、伝達力を演習形式で学び、イノベーション提案を实践する。	5名
8月5日(金) 8月8日(月)	伝える力強化研修	本校の強み・弱みを分析し、学生募集におけるアピールポイントを明確にして、ガイダンス等における伝える力を強化する。	ガイダンス等における学校説明の現状と課題、本校の強み・弱み、学生の変化と競合校の変化を分析し、全員が共有する。本校のアピールポイントを明確化し、分かりやすく伝えるポイントと質問のスキルを習得する。	65名
8月24日(水)	教務担当者研修	学生を惹きつける授業の進め方について、現状をふりかえり今後の課題を共有する。	学生を惹きつける授業の進め方・スキルについて再確認し、授業における工夫や困っていることを共有し、今後の課題を発見する。それにより、教員のスキルアップと組織力向上のための具体策を考案して実践する。	16名
8月30日(火)	就職担当者研修	学生個々の特性に合わせた支援法を学び、就職へつなげる。	学生の現状や企業の採用動向の変化を的確に捉え、多様化する学生の考え方を理解して、効果的なキャリア支援のスキルを習得する。	6名
8月31日(水)	広報担当者研修	WEBマーケティングを活用し、効果的な募集活動につなげる。	他校での事例、統計データの検証結果も踏まえて、効果的な学生募集の方策を共有し、実践に向けた具体策を検討する。また、最近のWEBマーケティングの傾向と知識の習得を今後の募集戦略に活かす。	9名
9月6日(火)	事務担当者研修	クレーム対応の考え方を共有し、学生・保護者への満足度向上へつなげる。	クレームでの初期対応、その後のフォローなど、クレームに対する考え方や基本知識・技術を理解し、実践する為のスキルを習得する。	4名
< 個人研修 >				
実施年月日	テーマ	ねらい	内容	受講者
7月21日(木) ~29日(金)	シアトル研修	国際人教育の推進	異文化学習、英会話学習、学生の留学先視察	6名
9月28日(水) ~10月6日(木)	シアトル研修	国際人教育の推進	異文化学習、英会話学習、学生の留学先視察	6名
< 個人研修 >				
実施年月日	テーマ	ねらい	内容	受講者
8月~9月	カウンセリング研修	学生との定期的な面談により、学生の抱える諸問題を解決するサポートを身に付ける。	心の発達課題、問題発生時のメカニズム、予防、治療法などのカウンセリング知識、また良い人間関係を作る方法、メンタルトレーニング法などを習得する。	24名

5. キャリア教育・実践的職業教育

(1) キャリア教育への取組状況

本学では、ホスピタリティを教育の根幹におき、全学科・科で履修する共通科目と科の専門科目でカリキュラムを構成している。その共通科目群では学生全員が円滑な就職活動を行い、卒業生として社会人に必要とされる能力や知識・技術を習得させている。

【就職対策Ⅰ】

就職活動に必要な自己分析・企業研究から、実際の応募・受験まで、キャリアサポートセンターが中心となって指導し、自己分析や効果的な自己PRを習得し、自分にあった企業の選択ができる科目。

【就職対策Ⅱ】

基礎学力の向上と就職試験の一環として行われる「一般常識試験」「SPI試験」の受験準備のため、数学・国語・社会・時事の基礎学力を向上させる科目。

【ビジネス実務】

ビジネスマナーとコミュニケーションを基盤として、ビジネスに必要な基本知識とスキルを習得するために秘書検定試験の内容を基本に学習。

【手話】

ホスピタリティおよび観光関連業界におけるサービスコミュニケーションの1つとして重要な手話技能を習得。

【英語】

ホスピタリティおよび観光関連業界のグローバル化に対応でき、就職の際にアピールできる能力を習得。また、英語への抵抗を無くし、外国人とのコミュニケーションの楽しさを感じさせる科目。

【情報リテラシー】 ※昼間部のみ

MS Office の操作演習や情報モラル学習を繰り返しながら、ビジネスの場でパソコンや情報を適切に活用できる実用的な能力を習得。

【選択授業】

就職活動に役立つ講座、資格取得を目指す講座、外国語を身につける講座、広い視野を育成する講座などからなる必修選択授業科目。

(2) 実習・実技等への取組状況

【課外活動・成果発表】

授業で習得した知識や技術を確認し、成果の発表を行う教育活動と位置づけており、企業等の協力を仰ぎ、現場施設を利用した体験型の学習や、テーマを与え学生自らが問題解決を行い、その成果を発表する授業を運営している。

課外活動および成果発表の一例

模擬人前挙式：学校の施設を利用し、仮想カップルの人前挙式を企画運営

バーチャルウェディング：実際の挙式場を借りての模擬結婚式

リアルウェディング：本物の挙式披露宴の企画運営

卒業制作：企業の方を招いて、新たな挙式のプレゼンテーション

上記の課外活動や成果発表においては、外部の方（企業・保護者・卒業生など）を招き、評価者としてアンケートをいただく機会を設け、その成果の質向上を目指している。

【企業実習】

職業観育成の観点からカリキュラム設定し、週末（土・日など）にブライダル関連企業で有償の実習を行っている。実習中は学生に課題を課し、期間中に気付いたことや改善ポイントを記述させ、本学担当者が確認指導を行っている。また実習中の業務評価については、企業の担当者に評価シートをお渡しし、期間終了時に評価をつけ学校担当者まで提出いただき、実習学生へフィードバックしている。

一方夜間部には、昼間は観光やブライダル関連企業で働き、夜に本学授業を受講する「夜間部企業研修制度」という仕組みを有し、職業観の育成を支援している。

(3) 就職支援等への取組状況

本学では、キャリアサポートセンター（以下、CSC）という専任の部署およびスタッフを設け、企業との窓口や学生の進路相談に応じ、総合的なサポート体制を有している。また、授業だけではなく、就職セミナー、学内企業説明会、外部キャリアカウンセラーによる相談会などを行い、学生の就職活動を支援している。

6. さまざまな教育活動・教育環境

(1) 学校行事への取組状況

本学では、入学式や卒業式などの式典では公的な場でのマナーを、スポーツデーや学園祭などでは学生が主体的に取り組み活動する能力を育成することを目的に行事を実施している。また、学生の就職意識を向上させ、その活動をサポートするために就職セミナーも実施している。

【式典】 入学式 / 始業式 / 卒業式

【学校行事】 入学オリエンテーション（宿泊研修含む） / スポーツデー / 学園祭
就職セミナー / スピーチコンテスト

(2) クラブ活動

学校が公式に認めているクラブ活動は現在7つある。毎年、それぞれのクラブ活動から、活動計画の提出を義務付け、必要に応じて予算措置をはかっている。

7. 学生の生活支援

クラス担任、アドバイザー、就職進路支援担当

本学ではクラス担任、アドバイザー、就職進路支援担当、のそれぞれが役割を担い学生に総合的にサポートしている。クラス担任の役割は主に学習支援だが、就職進路に関する事、学生のプライベートに関わる事など、その範囲は広く総合的な支援を行っている。アドバイザーは、心理カウンセラーの資格を取得した教職員が学生個人の悩みや心因的な相談に応じている。就職進路支援担当については5-(3)のとおり。一方、学費相談や住居、保険などのサポート役として事務局がある。

また、学習意欲の減退などによる出席率の低下に早期に対応するために、学生の学修情報を集めた基幹システムがあり、教職員間での情報共有に活用し、成績不良や退学の予防に努めている。

8. 学生納付金・就学支援

(1) 学費

①納入時期

○入学前

各入学選考回で設定されている入学手続き締切日までに、入学金、施設設備費、1回目授業料を納付する。

○1年次

入学年度の8月末日までに2回目授業料を納付する。

○2年次

入学年度の2月末日までに、施設設備費、2年次1回目授業料を納付する。

2年次8月末日までに2年次2回目授業料を納付する。

○昼間部

昼間部	入学金	施設設備費	1回目分納授業料	2回目分納授業料	年間学合計
1年次	100,000	220,000	639,000	639,000	1,598,000
2年次		220,000	639,000	639,000	1,498,000

○夜間部

夜間部	入学金	施設設備費	1回目分納授業料	2回目分納授業料	年間学費合計
1年次	50,000	110,000	318,000	318,000	796,000
2年次		110,000	318,000	318,000	746,000

その他の費用

テキスト代：1年次 30,000円～50,000円 2年次 10,000円～20,000円

研修旅行費用：約 50,000円（国内）～約 200,000円（海外） ※行先により異なる。

卒業アルバム・同窓会会費：10,000円

学校指定スーツ：約 30,000円～40,000円 ※科によって異なる

③就学支援

○学費減免制度

特待生制度（入学時）、英語資格取得奨学金制度、CA 就職強化プログラム奨学金、長期留学制度奨学金、入学選考料免除（AO 入学選考・指定校入学選考）、AO 選抜制度、資格取得褒賞制度、家賃補助制度

○サポート制度

卒業後学費返還制度、授業料月払い制度（夜間部のみ）、夜間部企業研修制度、社員寮利用制度
※その他、学費を一括納付できない学生に対しては、個別に分納の申請を受け付けている。

④その他の支援

○入学予定者に対する学費減免制度に加え、学費の一括納入が困難な学生に対し、専任者が分納の相談に応じている。

9. 財務

ホームページ上にて公開。

10. 学校評価

ホームページ上にて公開（学校関係者評価委員会の審議を経たのち）。

11. 国際連携の様子

(1) 外国人留学生の受け入れ

①入学要件

入学時に満 18 歳以上で、日本でいう高等学校卒業程度以上の学力を有することと、日本語能力要件を課している（日本語能力試験 N2 級以上、日本留学試験の日本語科目 200 点以上、BJT ビジネス日本語能力テスト 400 点以上）。

②在籍者数

昼間部 1 年次生 0 名、2 年次生 1 名。

③体制

本学は外国人留学生の入学および通学を支援する専門の部署「第 6 教務課」を設置しており、入学前の相談や入学後の学習・生活指導、入国管理局との事務折衝など、外国人留学生に関する管理をしている。

④就学支援

留学生学費減免制度として、1 年次 400,000 円、2 年次 400,000 円を学費から減免する制度を有し、その他に、特待生制度、資格取得奨学金制度などの減免制度がある。

(2) 日本人学生の海外派遣

①留学制度 ※2015 年度長期留学利用者：11 名

学園として、アメリカ・シアトルに現地法人を有し、希望する日本人学生を同地の大学（エドモンズ コミュニティ カレッジ/ショアライン コミュニティ カレッジ）に約 1 年間派遣し、現地での学習成果に対し成績表を発行している。また、海外企業への就職やインターンシップを希望する学生のために、求人の開拓を積極的に行い、学生の海外就職を支援している。

12. 学則 次ページ

学則

2016 年度（平成 28 年度）4 月 1 日

東京ブライダル専門学校

東京ブライダル専門学校

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は、学校教育法に基づき、文化教養専門課程を設置し、ブライダルをはじめ関連するサービスに係る専門分野において必要な知識・技能の習得により有能かつ豊かな教養を備えた気力ある社会人を育成することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は東京ブライダル専門学校という。

(位 置)

第 3 条 本校の位置を、東京都中野区東中野 3 丁目 1 7 番 1 1 号に置く。

(自己点検・評価)

第 4 条 本校はその教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するために、本校における教育活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第 2 章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第 5 条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	クラス数
昼間部	文化教養専門課程	ブライダル学科	2 年	120 名	240 名	6
夜間部	文化教養専門課程	ブライダル学科	2 年	60 名	120 名	4
合計				180 名	360 名	10

(学年・学期の終始期)

第 6 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

学年を分けて、次の 2 学期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

後期 1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日まで

(休 業 日)

第 7 条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律で規定する日
 - (3) 夏季休業 8月 1日から 8月31日まで
 - (4) 冬季休業 12月24日から 1月 7日まで
 - (5) 春季休業 3月1日から 3月31日まで
- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。
 - 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第 3 章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程・授業時間)

第 8 条 本校の教育課程及び授業時数は別表のとおりとする。

2. 本校が企業と提携して企業における業務体験を教育課程として組んだものを企業実習とする。

(授業時数の単位数への換算)

第 9 条 本校の専門課程の授業科目、授業時数を単位数に換算する場合には、講義・演習にあつては、15時間をもって1単位、実技・企業実習にあつては30時間をもって1単位とする。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第10条 他の専修学校、大学等において別に定める科目を履修した場合には、各課程の修了に必要な総授業時間数の2分の1を超えない範囲で、当該課程における選択科目の履修とみなす。

(授業の終始時刻)

第11条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

昼間部 午前10時00分より 午後5時30分までとする。

夜間部 午後 6時00分より 午後9時35分までとする。

(教職員組織)

第12条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 24名
- (3) 職員 6名
- (4) 学校医 1名

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第 4 章 入学、休学、退学、卒業、転・編入学及び賞罰

(入学資格)

第13条 本校の入学資格は、高等学校卒業者又は同等以上の能力を有する者。

(入学時期)

第14条 本校の入学時期は4月とする。

(入学手続・許可)

第15条 本校の入学手続は次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第26条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験又は面接を行い、入学者を決定する
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に第26条に定める入学金を添え手続をとらなければならない。

(休学)

第16条 生徒が疾病、その他やむを得ない事由によって連続して3週間以上授業を欠席する場合は、その事由を記し、診断書を添えて校長の許可を受けなければならない。

(休学期間)

第17条 休学期間は休学開始年度の3月31日までを限度とし、年度をまたがることはできない。

但し、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は通算して2年を超えることができない。
- 3 休学期間中は、第5条の修業年限には算入しない。

(復学)

第18条 休学期間が満了したとき又は休学期間中にその理由がなくなったときは、届け出て復学することができる。

(自主退学)

第19条 退学しようとする者は、その事由を記し校長の許可を受けなければならない。

(卒業・修了の認定)

第20条 校長は、教育課程の定めるところにより、学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して当該学科目の修了を認定する。ただし、実習については、実習の成績によって修了を認定することができる。

第21条 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第22条 前条により、文化教養専門課程の下記の学科を修了した者には、専門士(文化教養専門課程)の称号を授与する。

昼間部 ブライダル学科

(褒賞)

第23条 成績優秀にして他の模範となる者は、褒賞することがある。

(懲戒)

第24条 次の各号の一に該当する者は、懲戒処分を行うことがある。

2. 懲戒の種類は次の通りとする。

- (1) 訓告 始末書を提出させ、厳重に注意し戒める。
- (2) 停学 始末書を提出させ、登校を停止して自宅で謹慎させる。
- (3) 退学 放校し、学籍から除外する。

3. 前項の訓告は次の各号の1に該当する学生に対して行う。

- (1) 授業態度が著しく悪い者
- (2) 身なり、服装、態度が学生に相応しくなく、再三の注意にもかかわらず改めない者。
- (3) 授業の無い日であっても乗用車及びオートバイ等で登校した者。
- (4) 教室内や所定の場所以外で喫煙した者。
- (5) 無届けで2週間以上欠席した者
- (6) 試験において不正行為または不正行為と疑わしい行為を行った者。
- (7) 学校の名誉を傷つけ、信用を失墜させる不祥事を起こした者。

4. 第2項の停学は次の各号の1に該当する学生に対して行い、期間は1日以上7日以内とし、授業は欠席扱いとする。

- (1) 学校の建物及び器物に故意に損害を与えた者。
- (2) 学校の教職員及び他の学生に暴行を加えた者(被害者が軽傷程度の場合)
- (3) 訓告の処分を受けた後も反省がなく、再度訓告に該当する行為をした者。
- (4) 社会常識を超える染め毛、毛髪脱色、タトゥー(入れ墨)などにより、明らかに学校の秩序が乱れると判断されたもの。
- (5) 学校の名誉を傷つけ、信用を著しく失墜させる不祥事を起こした者。

5. 第2項の退学は次の各号の1に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者。

- (4) 薬物類にかかわる一切の行為（売買、使用、所持、その他類似する行為）をした者。
- (5) 違法行為やその他、学校・社会の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者（教職員及び他の学生に暴行を加えた者を含む）
- (6) 停学処分を受けた後も反省がなく、再度停学又は訓告に該当する行為をした者。
- (7) 無届けで1カ月以上欠席した者。
- (8) 所定の期日までに授業料の納入を怠った者、又は、再三の督促にもかかわらず授業料を納入しない者。

(除籍)

第25条 次の各号の1に該当する者は、審議の上「除籍」とし、放校し、学籍から除外する。

- (1) 第24条の退学処分を受けた者。
- (2) 在学期間が修業年限の2倍を超えたとき、又は休学期間が通算で2年を超えた者
- (3) 休学期間が満了しても復学の願いをしない者。
- (4) 前号で除籍された者には、証明書の発行、複籍は認めない。

(転・編入学)

第26条 転入学を希望する者がある場合は、教育計画及び学科実習の進展が同程度であり、且つやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。

第 5 章 入学金、授業料、その他

(納付金)

第27条 本校の入学金、授業料等は次のとおりとする。

(1) 昼間部ブライダル学科

	1年次	2年次
入学検定料	20,000円	—
入学金	100,000円	—
授業料 (年間)	1,278,000円	1,278,000円
施設設備費 (年間)	220,000円	220,000円

(2) 夜間部ブライダル学科

	1年次	2年次
入学検定料	20,000円	—
入学金	50,000円	—
授業料 (年間)	636,000円	636,000円
施設設備費 (年間)	110,000円	110,000円

(納入及び納入の特例)

第28条 生徒がその在籍中は、出席の有無に関わらず、授業料及び施設設備費を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 生徒が休学したときは、前項の規定に関わらず、休学期間中の授業料を免除することがある。

3. 特別の理由のある場合には、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞 納)

第29条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料及び施設設備費を6箇月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。

(納入金の返還)

第30条 既納の入学金、授業料、施設設備費及び入学検定料は原則として返還しない。

但し、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

(1) 入学許可を得た者で3月31日までに入学の取消しを願い出たものについては入学金及び入学検定料を除く学費を返還する。

(2) 本校の就職併願制度利用申請をした者で、他校への進学または就職を決めたため本校への入学を辞退する場合は、入学金、授業料及び施設設備費を全額返還する。

(健康診断)

第31条 健康診断は、毎年1回実施する。

附則

1. この学則は、平成25年4月1日から実施する。
2. この学則は、平成26年2月1日から改訂実施する。
3. この学則は、平成26年4月1日から改訂実施する。
4. この学則は、平成27年4月1日から改訂実施する。
5. この学則は、平成28年4月1日から改訂実施する。
6. この学則に必要な細則は、校長が別に定める。